

第2 特例有限会社に関する登記事項証明書の例

1 施行前の登記

商号	第一電器有限会社
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
会社成立の年月日	平成12年10月1日
目的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
出資1口の金額 -	金1000円
資本の総額 -	金500万円
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目3番5号 取締役 甲野太郎
支店	1 大阪市北区若松町15番地
存立時期 -	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	設立 平成12年10月 1日登記

2 施行後の登記

商号	第一電器有限公司
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする 職権で新たに登記されたもの 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
会社成立の年月日	平成12年10月1日
目的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	5000株 職権で新たに登記されたもの 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株 職権で抹消されたもの 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
出資1口の金額	金1000円
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。 職権で新たに登記されたもの 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目3番5号 取締役 甲野太郎 職権で登記事項名が変更されたもの
支店	1 大阪市北区若松町15番地
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	設立 平成12年10月1日登記